

北海道網走海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
雄さけ定第1号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第2号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第3号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第4号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第5号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第6号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第7号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

斜さけ・ほっけ定第12号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、稜長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の
斜さけ定第10号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、稜長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ほっけ定第13号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、稜長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の
能さけ定第1号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第2号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第3号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第4号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第5号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

能さけ定第6号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第7号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第8号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第9号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第10号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第1号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第2号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第3号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

雄さけ・ます定第4号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第5号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第6号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第7号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第8号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第9号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第10号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第11号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

雄さけ・ます定第12号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第13号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ・ます定第14号	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第1号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第2号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第3号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第4号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第5号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

興さけ・ます定第6号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第7号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第8号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第9号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第10号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第11号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第12号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ・ます定第13号	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

紋さけ・ます定第1号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第2号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第3号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第4号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第5号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第6号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第7号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第8号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

紋さけ・ます定第9号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第10号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第11号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ・ます定第12号	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ・ます定第1号	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ・ます定第2号	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ・ます定第3号	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ・ます定第4号	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

湧さけ・ます定第5号	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第1号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第2号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第3号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第4号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第5号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第6号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第7号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

常さけ・ます定第8号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第9号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第10号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第11号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第12号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第13号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第14号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第15号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

常さけ・ます定第16号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第17号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第18号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ・ます定第19号	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第1号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第2号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第3号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第4号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

網さけ・ます定第5号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第6号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第7号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第8号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第9号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第10号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第11号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第12号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

網さけ・ます定第13号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第14号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第15号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第16号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第17号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第18号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第19号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第20号	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

網さけ・ます定第21号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第22号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第23号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第24号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第25号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ・ます定第26号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第1号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第2号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

斜さけ・ます定第3号	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第4号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第5号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第6号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第7号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第8号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第9号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第10号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

斜さけ・ます定第11号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第12号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第13号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第14号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第15号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第16号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第17号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第18号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

斜さけ・ます定第19号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第20号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第21号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第22号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第23号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第24号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第25号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第26号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

斜さけ・ます定第27号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第28号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第29号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第30号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第31号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第32号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第33号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第34号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

斜さけ・ます定第35号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ます定第36号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第1号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第2号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第3号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第4号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第5号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第6号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月13日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月13日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

宇さけ・ます定第7号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月13日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月13日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第8号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第9号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第10号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第11号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第12号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第13号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第14号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

宇さけ・ます定第15号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第16号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第17号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第18号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第19号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第20号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第21号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第22号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

宇さけ・ます定第23号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第24号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第25号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第26号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第27号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第28号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第29号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第30号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びひからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

宇さけ・ます定第31号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第32号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第33号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第34号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第35号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
宇さけ・ます定第36号	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。